

CSR・ERM トピックス <2017 年度第 10 号>

本誌は、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマについて、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等、関連する様々なテーマを取り上げます。

国内トピックス：2017 年 11 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<企業倫理>

○日本経済団体連合会が企業行動憲章を 7 年ぶりに改定「SDGs 達成」を目標に掲げる

（参考情報：2017 年 11 月 8 日 経団連 HP など）

日本経済団体連合会（以下、「経団連」）は 11 月 8 日、7 年ぶりに改定した企業行動憲章の第 7 版を公表した。今回の改定では、世界の貧困や不平等などの廃絶に向けて 2015 年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成を究極的な目標に掲げ、主にそれとの整合を図って文言を追加・修正した。

経団連は、改定に当たり、グローバル化や情報化社会の進展に伴い、経済成長などの恩恵と同時に貧困や格差の拡大、労働環境の悪化などが進む現状に懸念を表明。一方で、人権や気候変動などの社会的課題の解決に向け、企業の積極的な行動・貢献を求める世界的な気運の高まりにも着目した。そうした認識に基づき、「先進国を含めた万国共通の課題が網羅されており、まさに包摂的で持続可能な社会の実現に向けた国際的な統一目標」である SDGs の達成を改定の柱に位置付けた。

それを受けて、改定版では「持続可能な社会」を目指すべき社会像と位置づけ、タイトルを含む複数箇所にそのフレーズを盛り込んだ。企業情報の開示についても、従来の「透明性の確保」から一步踏み込んで、幅広いステークホルダーとの建設的な対話が企業価値の源泉だとする価値観を明示した。また、対象の明示がなかった人権についても、「すべての人々の人権を尊重する」と宣言した。

企業行動憲章は、前身の経済団体連合会（当時）が 1991 年、「企業が高い倫理観と責任感をもって行動し、社会から信頼と共感を得る」ことを目的に、会員企業の行動原則の位置づけで制定。

以降、環境の変化に即して定期的に改定を続けてきた。前回の改定は 2010 年で、CSR の国際規格「ISO26000」への対応が目的だった。

<企業行動憲章の新旧対照>

第 7 版 (2017 年改定)	第 6 版 (2010 年)
<p>— 持続可能な社会の実現のために —</p> <p>企業は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。そのため企業は、国の内外において次の 10 原則に基づき、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。</p>	<p>— 社会の信頼と共感を得るために —</p> <p>企業は、公正な競争を通じて付加価値を創出し、雇を生み出すなど経済社会の発展を担うとともに、広く社会にとって有用な存在でなければならない。そのため企業は、次の 10 原則に基づき、国の内外において、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、持続可能な社会の創造に向けて、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。</p>

<p>(持続可能な経済成長と社会的課題の解決)</p> <p>1. <u>イノベーションを通じて社会に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図る。</u></p>	<p>1. 社会的に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。</p>
<p>(公正な事業慣行)</p> <p>2. 公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、<u>責任ある調達を行う。また、政治、行政との健全な関係を保つ。</u></p>	<p>2. 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。</p>
<p>(公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話)</p> <p>3. <u>企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとりまく幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る。</u></p>	<p>3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。また、個人情報・顧客情報ははじめとする各種情報の保護・管理を徹底する。</p>
<p>(人権の尊重)</p> <p>4. <u>すべての人々の人権を尊重する経営を行う。</u></p>	<p>(なし)</p>
<p>(消費者・顧客との信頼関係)</p> <p>5. <u>消費者・顧客に対して、商品・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する。</u></p>	<p>1. 社会的に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。</p>
<p>(働き方の改革、職場環境の充実)</p> <p>6. <u>従業員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備する。</u></p>	<p>4. 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。</p>
<p>(環境問題への取り組み)</p> <p>7. <u>環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。</u></p>	<p>5. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。</p>
<p>(社会参画と発展への貢献)</p> <p>8. 「<u>良き企業市民</u>」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。</p>	<p>6. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。</p>
<p>(危機管理の徹底)</p> <p>9. <u>市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底する。</u></p>	<p>7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する。</p>
<p>(なし)</p>	<p>8. 事業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の法律の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習、ステークホルダーの関心に配慮した経営を行って、当該国・地域の経済社会の発展に貢献する。</p>
<p>(経営トップの役割と本憲章の徹底)</p> <p>10. <u>経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築して社内、グループ企業に周知徹底を図る。あわせてサプライチェーンにも本憲章の精神に基づく行動を促す。また、本憲章の精神に反し社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たす。</u></p>	<p>9. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内ならびにグループ企業にその徹底を図るとともに、取引先にも促す。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制を確立する。</p> <p>10. 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ確かな情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。</p>

(出典：企業行動憲章実行の手引き (第7版)「企業行動憲章新旧対照表」を基にインターリスク総研作成、下線は原文より)

<情報セキュリティ>

○経済産業省が「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」の改訂版を公表

(参考情報：2017年11月16日付 同省HP)

経済産業省は11月16日、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver2.0」を公表した。

同ガイドラインは、経営者のリーダーシップの下で企業自らがサイバーセキュリティの対応強化に取り組むことを最大の目的とし、2015年12月に初版が公表された。今回の改訂は2016年12月のVer1.1への改訂に続き二度目の改訂となる。

昨今のサイバー攻撃は巧妙化しており、防御が難しいケースや、サイバー攻撃を受けている事実に企業が自ら気付かないケースが増えるなど、事前対策だけでは対処が困難な状況にある。欧米ではこのような状況を踏まえ、検知・対応・復旧といった事後対策の取組にも重点を置くよう、対処方針の見直しが進められてきている。一方、改訂前の同ガイドラインには、サイバー攻撃の検知、サイバー攻撃を受けた場合の復旧対応に関する内容が薄いという課題が存在した。

上記の状況を踏まえ、経済産業省は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と協力し「サイバーセキュリティ経営ガイドライン改訂に関する研究会」を開催、事後対策の追加などを含めた今回の改訂を実施した。主な改訂点は以下のとおり（下線は弊社）。

- ・経営者が CISO*等に対して指示すべき 10 の重要項目の構成を、経営者が認識すべき 3 原則、および作業の時系列を意識し再整理（次頁図参照）
- ・重要事項「指示 5（リスク対応策（防御・検知・分析）の実施）」に、攻撃の検知に関する対策も含めた対応体制の構築について新たに記載
- ・重要事項「指示 8（復旧体制の整備）」に、サイバー攻撃を受けた場合の復旧の備えについて新たに記載
- ・重要項目「指示 9（サプライチェーンセキュリティ対策の実施）」に、サプライチェーン対策強化に関する記載を追加
- ・付録 A「サイバーセキュリティ経営チェックシート」の各チェック項目に、米国国立標準技術研究所（NIST）**発行のサイバーセキュリティフレームワークとの対応関係を提示
- ・付録 C「インシデント発生時に組織内で整理しておくべき事項」を追加

サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver. 1.1	
1. リーダーシップの表明と体制の構築	
指示 1	セキュリティポリシーの策定
指示 2	サイバーセキュリティリスク管理体制の構築
2. サイバーセキュリティリスク管理の枠組み決定	
指示 3	リスクの把握、対策目標と計画の策定
指示 4	PDCAの実施と対策の開示
指示 5	サプライチェーンセキュリティ対策の実施
3. サイバー攻撃を防ぐための事前対策	
指示 6	セキュリティ対策のための資源確保
指示 7	ITシステム管理の委託範囲の特定
指示 8	情報共有活動への参加
4. サイバー攻撃を受けた場合に備えた準備	
指示 9	緊急時の対応体制の整備
指示 10	被害発覚後の準備

サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver. 2.0	
<経営者がリーダーシップをとったセキュリティ対策の推進>	
サイバーセキュリティリスクの管理体制構築	
指示 1	セキュリティポリシーの策定
指示 2	サイバーセキュリティリスク管理体制の構築
指示 3	セキュリティ対策のための資源確保
サイバーセキュリティリスクの特定と対策の実施	
指示 4	リスクの把握、対策目標と計画の策定
指示 5	リスク対応策（防御・検知・分析）の実施
指示 6	PDCAの実施と対策の開示
インシデント発生に備えた体制構築	
指示 7	緊急時対応体制の整備
指示 8	復旧体制の整備
<サプライチェーンセキュリティ対策の推進>	
指示 9	サプライチェーンセキュリティ対策の実施
<ステークホルダーを含めた関係者とのコミュニケーションの推進>	
指示 10	情報共有活動への参加

新規追加項目

類似項目を統合

(経済産業省「サイバーセキュリティ経営ガイドラインの改訂ポイント」を参考にインターリスク総研作成)

* CISO

Chief Information Security Officer（最高情報セキュリティ責任者）の略称。

** 米国国立標準技術研究所（NIST）

米国商務省に属する政府機関。科学技術分野における計測と標準に関する研究を行う。

<地球温暖化>

○アスクルが国内企業で初めて「RE100」「EV100」双方へ加盟し、CO₂削減の取り組み推進を宣言 (参考情報：2017年11月29日付 同社HP)

アスクルは、2030年までに同社の事業所から排出するCO₂と配送に関わるCO₂をゼロとするチャレンジ（以下、「2030年CO₂ゼロチャレンジ」）への取り組みを進めるため、日本で初めて「RE100*」と「EV100*」の2つの国際ビジネスイニシアティブに加盟したことを発表した。

原材料調達から購入者への商品到着までを含めたサプライチェーン全体で、CO₂削減に向けた企業間連携の可能性を探ることを目的として、昨年アスクルは「アスクル環境フォーラム2016」を開催。その中で、前述の「2030年CO₂ゼロチャレンジ」を発表していた。

今回の宣言は、さらにその取り組みを進めるため「アスクル環境フォーラム2017」において行われたもので、具体的には以下の目標が掲げられている。

●事業所のCO₂排出削減に関する目標

- ・ 中間目標

2025年までに、本社および物流センターでの再生エネルギー利用率を100%にする

- ・ 目標

2030年までに、子会社を含めたグループ全体での再生エネルギー利用率を100%にする

● 配送に関わる CO₂ 排出削減に関する目標

物流センターの運営や配送を担うグループ企業 ASUKUL LOGIST 社が所有およびリースにより使用する配送車両について、2030 年までに 100%EV 化する

* RE100、EV100

英国の非営利団体クライメイト・グループが主催する国際ビジネスイニシアティブ。概要は以下参照。

名称	参加企業	加盟済みの国内企業
RE100 (Renewable Energy 100)	事業運営を 100% 再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業	リコー、積水ハウス (11 月 29 日現在)
EV100 (Electric Vehicles 100)	事業運営に関する車両をすべて電気自動車に転換することを目標に掲げる企業	イオンモール (11 月 29 日現在)

<CSR>

○ 日本証券取引所グループが持続可能な証券取引所イニシアティブに加盟

(参考情報：2017 年 11 月 30 日付 日本証券取引所グループ HP)

日本証券取引所グループは 11 月 30 日、国連の持続可能な証券取引所 (SSE) イニシアティブへの加盟を決定したと発表した。日本証券取引所グループは、スチュワードシップ・コードの改訂版において ESG に関する事項が追加されたこと、また、日本証券業協会が「持続可能な開発目標」(SDGs) 推進に取り組むと表明したことなどを考慮し、同イニシアティブへの加盟を決定したという。

同イニシアティブは、ESG 投資や持続可能な投資を促進するための国際的な情報連携を行うプロジェクトとして、2009 年に潘基文国連事務総長が立ち上げたもの。事務局は、国連貿易開発会議 (UNCTAD) *、国連グローバル・コンパクト (UNGC)、国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) **、国連責任投資原則 (UNPRI) *** が共同で務めている。

同イニシアティブは上場企業の ESG 情報の透明化を通じた企業価値向上等を目的とした活動を行っている。隔年で取引所、規制当局、投資家および企業の指導者を集めてベストプラクティスを共有する場を設け、その内容をレポートとして公表している。また、加盟取引所には、ESG に関する取組の進捗状況を報告する努力義務も課され、報告した内容は同イニシアティブのホームページ上で公開される。

* 国連貿易開発会議 (UNCTAD)

先進国と開発途上国との経済格差の是正、開発途上国の経済開発の促進などを目的として国連の常設会議として 1964 年設置された。

** 国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI)

国連環境計画が、「経済的発展と ESG(環境・社会・ガバナンス) への配慮を統合した金融システムへの転換」を目的に、1992 年に設立。世界で 200 以上の銀行・保険・証券・投資機関などが参加している。

*** 国連責任投資原則 (PRI)

機関投資家が環境・社会・ガバナンス (ESG) の課題を投資の意思決定プロセスに取り込み、長期的な投資成果を向上させることを目的に、2006 年 4 月にアナン国連事務総長 (当時) が提唱した。

海外トピックス：2017年11月に公開された海外のCSR・ERM等に関する主な動向をご紹介します。

<気候変動>

OCOP23 が閉幕

(参考情報：2017年11月20日付 外務省 HP、2017年11月17日付 国連プレスリリース)

11月6日から17日まで、気候変動枠組条約第23回締約国会議(COP23)がドイツ・ボンで開催された。COP23では、パリ協定を実施するにあたっての実施指針等(通称：ルールブック)について議論された。ルールブックの内容を巡って先進国と途上国の間で意見の隔たりがあるが、来年のCOP24(ポーランド・カトヴィツェ)の採択に向けて作業が加速される。また各国の温室効果ガス(GHG)削減目標の上積みを促す「タラノア対話」を、2018年に実施することが合意された。

一方、COP23の間では各国政府、企業などから様々な新しい取組みが発表された。

英国、カナダの両政府は、石炭火力発電から再生可能エネルギーへの移行を推進する Powering Past Coal Alliance を立ち上げた。同アライアンスには、フランス、イタリア、メキシコなどの25の国と州政府が参加表明している。参加する政府は、石炭火力発電の段階的廃止、炭素貯留システム(CCS)を設置していない石炭火力発電の新設停止を約束する必要がある。

企業による気候変動に対する投資については、HSBC がグリーン投資に1000億ドルを投じるほか、ユニリーバとノルウェー政府が、気候変動に対するレジリエンスの高い社会経済の発展のために4億ドルを拠出すると表明した。

企業のGHG排出削減については、米国食品大手のマース社が、バリューチェーン全体での森林破壊に対処することで2025年までに排出量を27%削減し、2050年には67%削減する方針を発表した。またマイクロソフトは、2030年までに排出量を75%削減する目標を示した。

<サステナビリティ>

○自動車大手10社が原材料調達におけるサステナビリティ課題に対処するためのイニシアティブを発足

(参考情報：2017年11月29日付 CSR Europe プレスリリース)

自動車大手10社(BMWグループ、ダイムラー、フォード、本田技研工業、ジャガーランドローバー、スカニア、トヨタモーターヨーロッパ、フォルクスワーゲングループ、ボルボ・カーズ、ボルボグループ)のパートナーシップである「Drive Sustainability*」は11月29日、原材料調達におけるサステナビリティ課題に対処するための新たなイニシアティブを発足させた。

本イニシアティブの目的は、自動車分野の主要原材料(雲母、コバルト、ゴム等)の調達におけるサプライチェーン内の企業倫理、環境、人権、労働問題等に関するリスクアセスメントを行い、改善に向けた効果的な活動を特定することで、各社の既存の取組を補完することにある。

リスクアセスメントはサステナビリティ専門の外部機関によって行われ、評価結果等に基づき2018年初頭に「Drive Sustainability」からアクションプランが公表される予定。

*「Drive Sustainability」は、2012年にCSR Europe(CSRに関する欧州企業のネットワーク)の主導により発足した自動車大手10社のパートナーシップ。自動車業界のサプライチェーンにおいてサステナビリティを推進するための各種取組を実施している。

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

近年、危機発生時を想定したトレーニングを実施する企業が増えていると聞いています。多くの企業ではどんな内容のトレーニングを実施しているのか、教えてください。

Answer

1. 基本的な考え方

企業不祥事など企業の存続を危うくする事態が後を絶たない昨今、危機管理に関する各種ルールの実効性を確保するため、危機発生時を想定したトレーニングを実施する企業が増えています。しかし、トレーニングの企画は決して容易でないため、期待される効果が十分に得られていないケースも少なくありません。

実際の危機対応においては、「事実確認→緊急措置→情報共有→対策起案→意思決定→情報開示」の一連の流れをいかに適切に行うことができるかが問われます。トレーニングを企画する際には、危機対応において求められる各ステップのいかなる点を検証し、改善・強化したいのかを明確にすることが出発点です。

【表1】危機対応において求められるステップと検証すべき主なポイント例

危機対応において求められるステップ		検証すべき主なポイント例
1	事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ■ 背後にある事実も予見しながら、事案の全容を把握することができるか？ ■ 客観的な事実と推定を峻別できるか？
2	緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> ■ ワーストシナリオを想定した指示ができるか？ ■ 指示後の確認の手法を定めているか？
3	情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時系列で情報の整理ができるか？ ■ 論点を明確にできるか？
4	対策起案	<ul style="list-style-type: none"> ■ ステークホルダー（利害関係人）別に洗い出し、効果予測、優先順位付けができるか？
5	意思決定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経営トップが危機への対応の基本方針を明確に示せるか？ ■ リーガルチェック、広報チェックなどが機能するか？
6	情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種ツール（Q&A など）を作成できるか？ ■ 危機への対応の基本方針に従った的確な表現ができるか？

2. 危機発生時を想定したトレーニングの内容

以下では多くの企業でも採用されている、代表的な5つのパターンをご紹介します。

（1）ケーススタディ型のトレーニング

①概要

実際に発生した自社・他社の事件・事故を題材として、グループディスカッション形式で問題の洗い出しを行い、自社に当てはめて改善点を検討するトレーニングです。

<主な対象者>

役員、管理職、一般社員

②本トレーニング実施の動機（例）

- 他社の事件・事故（失敗事例）の要因分析を踏まえて、自社でも同様の事件・事故の発生可能性がないか、発生するとした場合考えられるシナリオは何か、今後より改善・強化すべき対策がないか等を検証することで、世の中の事件・事故の当事者意識をもって捉え、教訓とすることを習慣化させたい

(2) To Do 確認トレーニング

①概要

自社事業を踏まえたオリジナルの危機シナリオに基づき、危機発生直後から社内の誰が具体的にいつ・何を・どのように対応すればよいかを、グループディスカッション形式で検討するトレーニングです。

<主な対象者>

管理職、一般社員

②本トレーニング実施の動機（例）

- 大規模地震など危機発生時の情報が錯綜する状況下で、対応の遅れ等を防止するために、あらかじめ To Do リスト化しておきたい
- To Do リストの網羅性、実現可能性、今後の課題等について検証することで、ルールの実効性の向上させたい

(3) 対策立案トレーニング

①概要

自社事業を踏まえたオリジナルの危機シナリオに基づき、危機発生時を再現して訓練を実施します。段階的に情報提供し、参加者は、提供された情報を踏まえ、追加情報の収集、被害の拡大防止措置、原因究明の指示などの対応を検討します。下記(4)(5)と異なり、模擬記者会見は行いません。

<主な対象者>

役員、管理職 ※対策本部メンバーを想定

②本トレーニング実施の動機（例）

- 限られた時間の中で、様々な課題について、対策本部メンバーがバランスよく検討し、合理的な結論を導き出せるか、検証したい

(4) メディア対応トレーニング

①概要

スポークスパーソンや広報部門向けに危機発生時の広報対応（情報開示）についてレクチャーの後、特定の危機シナリオに基づいて、各種ツール（プレスリリース、Q&A など）を作成し、模擬記者会見を実施します。

②本トレーニング実施の動機（例）

- 危機発生時に適切な情報開示ができるよう、その準備段階から実際のメディア対応（記者会見）までを実際に体験し、現状の課題を把握したい
- (5) のリアルタイム・シミュレーションはハードルが高いが、情報開示の難しさを是非スポークスパーソン候補に体験させたい

<主な対象者>

役員、管理職 ※対策本部メンバーを想定

(5) リアルタイム・シミュレーショントレーニング

①概要

オリジナルの具体的かつ詳細な危機シナリオに基づき、危機発生時を再現して訓練を実施します。段階的に情報提供し、参加者は、提供された情報を踏まえ、追加情報の収集、被害の拡大防止措置、原因究明の指示、さらに模擬記者会見を行うトレーニングです。

<主な対象者>

役員、管理職 ※対策本部メンバーを想定

②本トレーニング実施の動機（例）

- 危機管理態勢が一定整備できており、その実効性を総合的に検証したい
- 危機対応に関係する社内各部署の連携・役割分担を実践的なシナリオによって疑似体験したい

3. おわりに

ご紹介したトレーニングのパターン毎に、前述の「危機対応において求められるステップ」のうち、トレーニングの対象範囲は異なります。

【表2】各トレーニングの主な対象範囲

	事実確認	緊急措置	情報共有	対策立案	意思決定	情報開示
(1) ケーススタディ型のトレーニング				○	○	
(2) To Do 確認トレーニング	○	○				
(3) 対策立案トレーニング	○	○	○	○	○	
(4) メディア対応トレーニング	○		○		○	○
(5) リアルタイム・シミュレーショントレーニング	○	○	○	○	○	○

効果的なトレーニングを実施する上では、どのステップを改善・強化したいのかを明確にし、そこから逆算して企画することが重要です。その際、ポイントを要領よく押さえるためには、自社単独での検討では限界があるため、外部専門家等も交え、十分な時間をかけて企画・準備をすることが得策です。

危機発生時の記者会見での失敗が、企業に致命的なダメージを与えるという認識の下、「情報開示」に特化したトレーニング（模擬記者会見トレーニング）を定期的に行っている企業も少なくありません。確かに緊迫した記者会見の雰囲気も模擬体験することも重要ですが、適切な情報開示を実現するためには、「事実確認」から「意思決定」までの一連のプロセスにおいて、関係者の役割分担・連携を確認しつつ、検証するトレーニングが期待されます。

その点で、これまで「情報開示」に特化したトレーニングを実施してきた企業においては、次のステップとして、上記（4）（5）のトレーニングを実施することが効果的です。

以上

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 リスクマネジメント第三部

TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）

TEL.03-5296-8913（環境・CSRグループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<http://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下の通りです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応
- ◆ 製品安全・食品安全

<環境・CSRグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）
- ◆ 情報漏洩リスク

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2018